

県南広域振興局長告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年3月8日

県南広域振興局長 田村均次

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601106	社会福祉法人平和会	ふれあいヘルパーステーション	北上市和賀町長沼5地割350番地1	平成25年3月31日